

『権利者の皆様へ』

模倣品・海賊版対策に輸入差止申立てをご検討ください

1. 輸入差止申立てとは

知的財産の権利者が、税関長に対し、自己の権利を侵害すると認める貨物に関して認定手続（※）を執るべきことを申し立てる制度です。

※ 知的財産侵害物品に該当すると思料される貨物（侵害疑義物品）について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続が「認定手続」です。

2. 申立てのメリット

差止申立ての情報は全国の税関職員に共有され、それらの情報を活用して輸入貨物に対する審査、検査が行われるため、税関は侵害疑義物品を発見しやすくなります。

このため、現在、認定手続開始件数のうち約9割は、差止申立てが行われた貨物に対するものとなっています。

また、商標権や著作権等に係る差止申立てがなされた侵害疑義物品については、簡素化手続（※）が適用され、認定手続に係る権利者側の負担が低減されることになります。

※ 通常の認定手続では、税関が侵害疑義物品を発見した場合、権利者と輸入者は意見・証拠を求められますが、簡素化手続の場合は、税関が、まず輸入者に知的財産を侵害しない旨の意見等を出す意思があるかどうかを確認し、意見等を出す意思が示されない場合、権利者は意見等を求められることなく、差止申立ての内容を基に侵害認定が行われます（但し、特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密の侵害に係る認定手続は、簡素化手続の対象外）。

【参考事例】

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に向け、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から、商標「TOKYO 2020」に係る輸入差止申立てがなされ、税関において受理されています。税関はこの輸入差止申立てを受け、関連する侵害物品の取締りを一層強化しています。



正品
(参考)



模倣品の例



3. 様々な権利に基づく差止実績

平成 29 年に税関で輸入差止めを行った貨物のうち、偽ブランド品など商標権を侵害する物品の差止件数は 30,111 件(98.0%)で、差止件数の大半を占めています。

他方、同年の差止点数を見ますと、商標権侵害物品が 313,314 点(61.8%)に対し、意匠権侵害物品が 135,135 点(26.7%)と、相当の割合を占めています。

また、平成 28 年には、商標権侵害物品が 409,279 点(65.7%)に対し、特許権侵害物品が 185,781 点(29.8%)となっています。

これは、特許権や意匠権に係る輸入差止めがなされた貨物について、大量の差止めがあつたことによるもので、税関においては、特許権等の侵害事案のように高い専門性が求められる分野においても実績を上げています。

4. 識別研修の効用

全国の税関官署において、差止申立てを行った権利者の皆様から税関職員に対して、真正品と模倣品を見分けるための識別研修を行っていただいております。

この研修では、権利者の皆様が税関職員に直接ご説明いただけることから、税関職員の識別能力の向上を通じた効果的な取締りが期待できます。

一般的輸入手続及び認定手続の流れ

